　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

　当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

　　令和３年12月３日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 大阪府知事　吉村　洋文

１　届出の概要

(1)　大規模小売店舗の所在地及び名称

　　 東大阪市西岩田二丁目15番ほか

ニトリモール東大阪

(2)　大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目２番39号

株式会社ニトリホールディングス

代表取締役　似鳥　昭雄

(3)　変更しようとする事項

ア　駐輪場の位置

イ　荷さばき施設の位置及び面積

ウ　大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

エ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

オ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4)　変更する年月日

　　 (3)ア、イ及びオに掲げる事項　令和４年７月19日

　　 (3)ウ及びエに掲げる事項　令和３年12月３日

２　届出年月日

令和３年11月18日

３　届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和３年12月３日から令和４年４月４日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

東大阪市荒本北一丁目１番１号

東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課

４　意見書の提出先

　　〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　（TEL（06）6210-9497）

　　大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課